

(大船渡市 分)
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)

令和7年4月

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

【令和7年4月1日 ～ 】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき
	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷	30.4日	39 単位	39 1日につき
	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷	30.4日	77 単位	77 1日につき
	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷	30.4日	123 単位	123 1日につき
	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287 単位	287
	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位	179
	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220 単位	220
	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163 単位	163
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位 減算	-12 1月につき
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位 減算	-23 1月につき
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位 減算	-37 1月につき
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位 減算	-3
	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位 減算	-2
	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位 減算	-2
	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位 減算	-2
	D211	訪問型独自業務継続計画美策定減算11	業務継続計画美策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位 減算	-12 1月につき
	D220	訪問型独自業務継続計画美策定減算11日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	D212	訪問型独自業務継続計画美策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位 減算	-23 1月につき
	D213	訪問型独自業務継続計画美策定減算12日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	D214	訪問型独自業務継続計画美策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位 減算	-37 1月につき
	D215	訪問型独自業務継続計画美策定減算13日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位 減算 -1 1日につき
	D216	訪問型独自業務継続計画美策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位 減算	-3
	D217	訪問型独自業務継続計画美策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位 減算	-2
	D218	訪問型独自業務継続計画美策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位 減算	-2
	D219	訪問型独自業務継続計画美策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位 減算	-2
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算		
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算		
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15% 加算		1月につき
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15% 加算		1日につき
	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の	15% 加算		1回につき
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算		1月につき
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の	10% 加算		1日につき
	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の	10% 加算		1回につき
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき
	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の	5% 加算		1回につき
	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき
	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算		
	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算		
	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算		

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

【令和7年4月1日 ～ 】

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798単位	日割の場合 ÷ 30.4日		1,798	1月につき	
	1112	通所型独自サービス11日割			59 単位		59	1日につき	
	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3,621単位	日割の場合 ÷ 30.4日		3,621	1月につき	
	1122	通所型独自サービス12日割			119 単位		119	1日につき	
	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436	1回につき	
	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447		
	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき
	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位 減算		-1	1日につき	
	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36単位 減算	-36	1月につき
	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位 減算		-1	1日につき	
	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	4単位 減算		-4	1回につき		
	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		4単位 減算		-4			
	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減額	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき
	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位 減算		-1	1日につき	
	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36単位 減算	-36	1月につき
	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位 減算		-1	1日につき	
	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位 減算	-4	1回につき	
	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2		4単位 減算	-4		
	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	94 単位減算		-94	1回につき	
	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき
	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150	
	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160	
	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88	
	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176	
	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72	
	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144	
	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24	
	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2		48 単位加算	48	
	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	
	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	6200	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき
	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を限度)			5 単位加算	5	
	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 92/1000 加算		
	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 90/1000 加算		
	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 80/1000 加算		
	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 64/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき	
	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき	
	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき	
	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき	
	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目						合成 単位数	算定 単位
種類	項目									
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位	41		1日につき		
	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		3,621 単位		2,535	1月につき	
	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位	83		1日につき		
	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき	
	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313		